

放課後児童健全育成事業利用申請書

受付印

石狩市長様

年 月 日

石狩市放課後児童健全育成事業を利用したいので、関係書類を添えて申請します。

利用区分	次のとおり、クラブの { ☐ 通年利用 ☐ 一時利用（夏季・冬季・学年末、学年始） } を申請します。			
クラブの 名 称	第1希望	クラブ		
	第2希望	クラブ	第3希望	クラブ
希望開始日	※通年のみ 月 日		兄弟姉妹の利用	☐ なし ☐ あり
申請者 (保護者)	住 所	〒		
	氏 名		電話番号	
利用希望 児童	氏名・性別	(ふりがな) ☐ 男 ☐ 女		
	生年月日	年 月 日		
	学校・学年	小学校	年生	
	前年度の 状 況	☐ クラブ クラブ名 : ☐ 保育所等 通園先 :		
利用理由 (保護者の状況)	☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 看護・介護 ☐ 災害 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他 ()			
減免申請	☐ なし ☐ あり		延長利用	☐ なし ☐ あり

1 世帯の状況（上記の申請に係る児童を除き、別居の祖父母を含む）

(ふりがな) 氏 名	児童と の続柄	年齢	性別	同居・別居・ 単身赴任 に○を	勤 務 先 又は学校名・学年	緊急連絡先	
						電話番号 (会社・携帯)	順位
()				同居・別居・ 単身赴任			
()				同居・別居・ 単身赴任			
()				同居・別居・ 単身赴任			
()				同居・別居・ 単身赴任			
()				同居・別居・ 単身赴任			
()				同居・別居・ 単身赴任			
()				同居・別居・ 単身赴任			

※裏面もご記入ください

※市役所記入	☐ システム入力	☐ 利用状況入力	☐ 学校メール	☐ クラブ連絡	☐ 利用開始日： 年 月 日
	☐ 減免	☐ 保険	☐ 延長	☐ 転所開始日： 年 月 日 (クラブ)	

2 児童の健康状況等

(1) アレルギーはありますか。	☐ なし ☐ あり ()
(2) 食事・排泄・着脱衣などの身辺自立はできていますか。	☐ できている ☐ できていない ()
(3) 既往症・持病などがありますか。	☐ なし ☐ あり ()
(4) 投薬など日常的に必要な医療行為はありますか。	☐ なし ☐ あり ()
(5) 障害福祉サービス受給者証を持っていますか。	☐ なし ☐ あり ()
(6) 発達相談や検査などで、療育機関や病院を利用したことがありますか。	☐ なし ☐ 子ども発達支援センター ☐ 児童相談所 ☐ 子ども相談センター ☐ 札幌療育センター ☐ 保健師に相談 ☐ 教育委員会 ☐ その他 () ※上記施設を利用した結果
(7) 身体障害者手帳や療育手帳、医師の診断書等を持っていますか。	☐ なし ☐ あり ()
(8) 放課後等児童デイサービスを利用していますか	☐ していない ☐ している 施設名： 利用日：月 火 水 木 金 土

3 特記事項 (児童の健康状況やクラブの利用にあたってご心配なことがありましたらお書きください。)

4 住民基本台帳等の情報の提供、承認の可否の通知及び注意事項に当たっての署名欄

本書類の記載内容について、事実と相違ないことを認め、次に掲げる事項について、同意します。

- (1) 石狩市が石狩市放課後児童健全育成事業の利用に必要な住民基本台帳記載事項など世帯情報を閲覧すること。
- (2) 放課後児童クラブの利用調整又は運営上必要と認められる情報を、放課後児童クラブに提供することがあること。また、災害などの緊急時に保護者等の連絡先を学校に提供することがあること。
- (3) 児童を救急搬送した場合、問診票の記入や医師の診断内容を聴くこと。
- (4) 提出した書類等に不足・不備があった場合は、受付完了とはならないこと。
- (5) 郵送で書類等を提出した場合は、郵便事故を含む不達や遅延に市は一切責任を負わないこと。
- (6) 就労証明書など提出した書類等の内容に整合性がない場合や不明な点がある場合は、勤務先等に問い合わせる場合があること。
- (7) 受付後、書類等の内容に変更があった場合、利用調整にも影響がある場合があるため、速やかに連絡すること。
- (8) (7)において連絡がない場合は、利用が決定していても取り消される場合があること。
- (9) 校外生活のきまりで決められた時間以降に帰宅する場合は、午後6時30分まで(事前に延長利用を申し込んでいる場合は、午後7時まで)に保護者等が責任を持って迎えに行くこと。
- (10) 利用開始後、住所や勤務先など書類等の内容に変更があった場合、登録事項変更届出書を提出すること。また、保護者等の就労状況(雇用形態、雇用期間、就労先など)に変更があった場合は、就労証明書を再提出すること。
- (11) 放課後児童クラブへの通所を1か月以上休止する場合は、休止しようとする日の10日前までに市又は放課後児童クラブに通所の休止届出書を提出すること。
- (12) 利用児童が他の児童の利用を妨げる行為をした場合や放課後児童支援員等の指示に従わなかった場合は、放課後児童クラブの利用を停止される場合があること。
- (13) 他市へ転出するときなど、放課後児童クラブの利用を辞退する場合は、必ず辞退する月の末日までに利用辞退届出書を提出すること。
- (14) 放課後児童クラブの利用の必要性がなくなった場合は、放課後児童クラブの利用を取り消される場合があること。
- (15) 【求職中(内定を含む)の方】利用期間は3か月間であるため、3か月以内に就労を開始しない場合は、放課後児童クラブの利用を取り消される場合があること。
- (16) 放課後児童クラブや市に無断で月の出席日数が12日未満の状態が3か月以上継続した場合又は1か月以上長期欠席した場合は、放課後児童クラブの利用を取り消される場合があること。
- (17) 利用を停止しても改善が見られない場合は、放課後児童クラブの利用を取り消される場合があること。
- (18) 放課後児童健全育成事業運営負担金を2か月以上滞納した場合は、利用を取り消される場合があること。
- (19) 保護者が利用申請書等に虚偽の記載を行った場合や利用申請書に記載の事項に変更が生じたにもかかわらず、登録事項変更届出書を提出しない場合は、利用を取り消される場合があること。
- (20) 保護者が放課後児童支援員等の指示に従わない場合は、利用を取り消される場合があること。

保護者氏名

印